

開発援助を巡る議論の変遷

—ODAの再定義と新たな開発カテゴリーの設置へ向けて—

浜名 弘明^(注1)

本論文の内容は全て執筆者の個人的見解であり、独立行政法人国際協力機構（JICA）の公式見解を示すものではありません。

I. はじめに

2015 年、国連のミレニアム宣言に基づいて設定されたミレニアム開発目標（MDGs: Millennium Development Goals）の基準年を迎える。MDGs は貧困削減や教育の充実といった 8 点の大きな目標とその下位に 18 のターゲットを設定する国際社会全体の目標^(注2)であるが、脆弱国をはじめ多くの途上国において同目標の達成が既に困難な見通しとなっている。2011 年 12 月、経済協力開発機構（OECD: Organization of Economic Cooperation for Development）開発センターの発表した試算[OECD DEVELOPMENT CENTER 2011]によれば、MDGs 達成のために政府開発援助（ODA: Official Development Assistance）、その他の公的資金（OOF: Other Official Flow）、外国直接投資（FDI: Foreign Direct Investment）、民間資金そして途上国自身の税收等を合算しても、20ヶ国の低所得国において 621 億ドル、79ヶ国の低中所得国で 592 億ドル不足し、世界全体では約 1200 億ドル不足するとの結果になった。現在の ODA 総額が約 1,300 億ドル^(注3)であることを考えると、仮に ODA のみで現状の不足分を補うと各国は現行水準の約 2 倍の ODA 予算が必要となる。また同試算は低中所得国で不足している資金については途上国自身の経済成長とそれに伴う税收の拡大で賄える見込みがあるが、低所得国で不足する資金については非 ODA 予算を傾注する必要があると指摘している。OECD 開発援助委員会（DAC: Development Assistance Committee）加盟国は対 GNI 比 0.7%を ODA に割当ててを政策目標としているが、財政的制約も大きく多くの加盟国にとって同目標の達成は極めて困難な状況である。こうした状況において、DAC では ODA 以外の開発資金カテゴリーを新設し、そこに政策目標を設定することが議論されており、今後の議論次第では同カテゴリーが ODA と並置、あるいは置き換えられる可能性もある。更には 2015 年を目前に ODA の定義それ自体についても見直すことが DAC において議論されているところ、そうした開発資金の新カテゴリーが ODA 再定義の議論に影響を与える可能性もある。

ODA の定義やカバレッジ、統計分類方法等については DAC で議論され、そのルールや規制についても同様に DAC で決定されるが、ODA はそれ以外にも OECD 公的輸出信用アレンジメントによる規制を受け、また政策目標については国際連合等においても設定される。更には ODA の受入適格国を定めた DAC リストは世界銀行が発表する一人当たり GNI に基づいて作成されるため世界銀行が設定する基準にも左右されることになり、極めて複雑である。開発に関する書物をヒモ解けば、ごく最初のページにおいて ODA に関する記載を見つけることが出来るが、こうした ODA を巡る複雑な状況もあってか、その正確な定義やルールについては存外知られていない。

そこで本稿においては、MDGs の基準年を機に益々重要度が増しつつある ODA の議論に関し、現状の制度や課題、論点を明らかにするとともに、現在の日本や他ドナーの援助体制に対する影響を念頭に置きつつ今後日本がどのような形で国際社会の議論をリード可能かについて検討する。II において DAC による現在の ODA の定義とルール等をそれらが設定された背景も含めて検討する。III において OECD 公的輸出信用アレンジメントによる援助信用に関する規制を検討する。IV においてこれまで提案されながらも実際には採用されなかった案も含め、ODA 規制が成立することになった背景となった議論を検討する。またエラー! 参照元が見つかりません。においてはまさに現在進行中の議論について検討し、そして V において結びに代えて、将来の議論の可能性について検討する。

II. ODA の定義と DAC による規制

1. DAC の体制と ODA の定義

先述の通り ODA は DAC によって規定されるが、DAC の属する OECD は経済水準の高いいわゆる先進国によって構成される国際機関であり、その機構としては閣僚理事会と理事会の下に 27 の委員会を擁し、DAC はその委員会の一つを構成している。設立当初の OECD は東西の冷戦構造を如実に反映した国際機関であり、第一に「冷戦」期における社会主義国との途上国援助競争における、いわば北大西洋条約機構 (NATO) の経済版という性格、第二に欧州統合を巡る調整の場としての性格、第三に欧州・米国・カナダといった先進諸国の経済政策調整の場としての性格を有していた[鈴木 2005]。1964 年、日本は正式に OECD に加盟、当時は実質的な経済政策の調整機関という役割に加え「西側の重要な構成国」として認められるという象徴的役割も大きかったが、2007 年 5 月 16 日、閣僚理事会においてロシアの加盟が承認される等[OECD/COUNCIL 2007]、OECD のイデオロギー的な側面は霧消した。他方、経済政策の調整を図る機関という性格上その根拠となる統計情報の整備が不可欠であり、現在に至るまで政策調整のための統計整備が重視されている。

元来 OECD は米国から欧州への経済支援であるマーシャル・プラン受入れのために 1948 年に設置された欧州経済協力機構 (OEEC) を改組した組織であり、1961 年 9 月 30 日に西側諸国における経済政策の調整機関として正式に発足した。1960 年、DAC の前身である開発援助グループ (DAG: Development Assistant Group) はベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、ポルトガル、イギリス、アメリカ、EC を原初加盟国として OEEC 内に設置され、翌年、OEEC が OECD に改組されるのに伴い DAC となり、「加盟国の資源によって開発過程にある国や地域を支援する方策、及び、それらの国や地域の長期融資をはじめとする開発援助に対するアクセスの改善方法を協議する」[OECD/DAC 2006, 8] (注⁴) ことをマニフェストして発足、日本は OECD 加盟に先だって、1961 年 DAC に加盟した[国際協力銀行 2003, 23]。

DAC の下には複数の下部組織があり、通常 DAC はそうした下部組織での議論を踏まえ、原則毎月開催される DAC 本会合、閣僚級によりそれぞれ原則として年に一度開催されるシニアレベル会合 (SLM: Senior Level Meeting)、ハイレベル会合 (HLM: High Level Meeting) によって意志決定される。

DAC 加盟国等から途上国への資金フローの捕捉方法については開発統計作業部会での議論を経て、必要に応じ DAC 本会合、SLM、HLM、閣僚理事会での承認を得て統計指示書において規定されることになる。ODA 以外の資金フローについてはあまり知られていないが、公的開発資金 (ODF: Official Development Finance) や OOF といったカテゴリーがあり、DAC は ODA 以外の資金についても定義・捕捉している。1969 年、ODA が定義され①「DAC 加盟国から DAC リストに掲載されている国または国際機関等への資金フローであること」、②「公的セクターから提供された資金の流れであり、その主たる目的が開発途上国の経済発展と厚生拡大にあること」とされた。そして 1972 年、③「実質的に譲許的 (注⁵) であり (concessional in character)、少なくともグラント・エレメント (GE: Grant Element) が 25%を超えていること」という譲許性に関する条件が追加され、それ以降、何度も定義の変更が議題として上程されてはいるものの、2013 年現在、変更は為されていない[FUHRER 1996]。開発援助の数値目標については 1970 年、国連総会決議 2626 号「第二次開発の 10 年」(注⁶) において初めて政策目標が設定され、1975 年までに DAC 加盟国のネット ODA を対 GNI 比 0.7%の水準に引き上げることとされた。しかし現在においても多くのドナーにおいて必ずしも同目標は達成されていない。近年においては 2002 年にモンテレイで開催された国連開発資金会議 (International Conference on Financing

for Development) において MDGs 達成のために同合意の達成が不可欠であると指摘され、また欧州連合 (EU: European Union) 及びその加盟国が 2015 年までの同政策目標達成を公約とする^(注7) など、同政策目標は現在に至るまで継続した重要イシューとなっている。それ故 ODA の分類基準や定義のカバレッジは各ドナーにとって極めて重要であり、ODA の 3 点の定義についてはいずれもが重要な論点となっているところ以下個別に検討していく。

(1) DAC リスト

DAC は ODA 受入れ適格国、適格機関・NGO のリストである DAC リストを作成、適格国については統計指示書の ANNEX1、適格機関・NGO については ANNEX2 に掲載のうえ公表している。DAC リストは ODA が定義された翌年に当たる 1970 年に初めて作成され、当初は全ての後進国から西側資本主義国の開発援助にアクセス可能な適格国を選別するという側面が強く、1979 年に中国がアメリカと国交を正常化させることで DAC リストへ掲載されたことは象徴的である。冷戦終結後の 1993 年から 2005 年まで DAC リストはパート 1 とパート 2 の 2 部構成となり、パート 1 には従前の DAC リスト掲載国が、パート 2 には東欧諸国、旧ソビエト連邦構成国及びパート 1 卒業国が順次掲載され^(注8)、パート 2 掲載国に対する支援は DAC ルール上 ODA では無く OA(Official Aid)^(注9) とされていた。現在用いられている DAC リストは全途上国が一人当たり GNI のみに基づいて分類され、ANNEX1 については原則^(注10) 3 年毎、ANNEX2 については毎年更新される。各途上国はリスト更新年の前年に世銀が発表した一人当たり GNI と所得階層の閾値により Low Income Countries、Lower Middle Income Countries、Upper Middle Income Countries に分類され、リスト改訂時において 3 年以上連続して Upper Middle Income Countries の閾値を超えた国については DAC 本会合での承認を経て^{(注 DAC リストから卒業する^(注11))}。

マルチの ODA に計上するためには各ドナーは ANNEX2 の適格機関リストに掲載された国際機関・NGO に対し、用途を限定せずに資金供与することが要件とされる。各 ANNEX2 掲載機関は、DAC に対して CRS 報告を行うことが義務付けられており、同報告に基づき ANNEX1 掲載国の開発に対する支出部分を算出し、1%から 100%の間で供与資金の ODA 計上率が定められる。例えば国連機関では国連開発計画 (UNDP: United Nations Development Plan) や国際連合児童基金 (UNICEF: United Nations Children's Fund) に対する各ドナーの拠出金は 100%ODA 計上されるのに対し、国際連合食糧農業機関 (FAO: Food and Agriculture Organization) では 51%、軍事・安全保障的側面の強い平和維持活動 (PKO: Peace Keeping Operation) に関しては、国連 PKO 事務局 (DPKO: Department of Peace Keeping Operation) が管轄するミッション への拠出のうち 6%のみが ODA として認められる。

(2) 開発目的性—軍事目的と商業目的との相違—

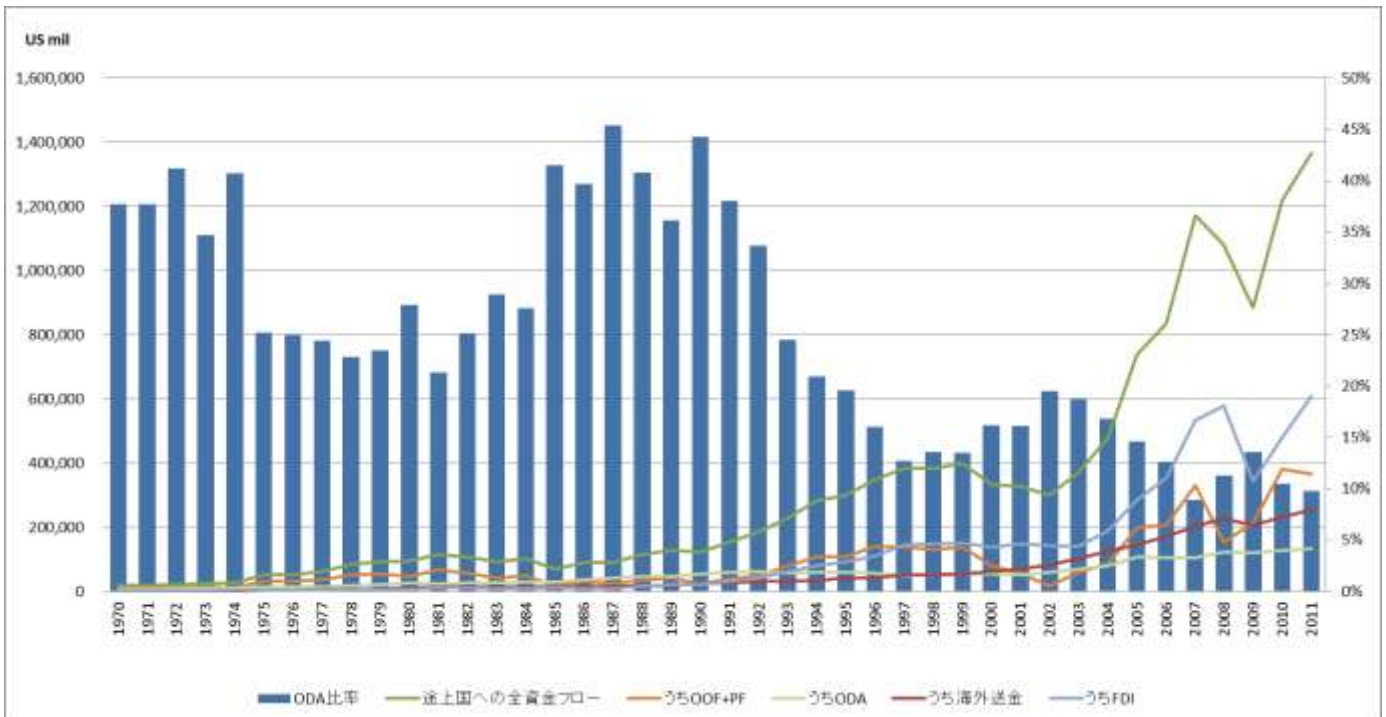
「開発目的」の基準については必ずしも明確では無く、商業目的と軍事目的の境界がしばしば問題となる。先述の通り元来 OECD が冷戦下に組織された国際機関ということもあり、DAC は伝統的に ODA と軍事援助との線引きについては敏感で、比較的明確な基準が構築されている。実際、現行の ODA の定義が設定される以前の 1966 年から DAC において軍の装備に関する支出を開発援助から除外する合意が為されている[OECD/DAC 2009]し、1994 年には PKO 資金の ODA への算入を制限すべきであるとの合意がなされている^(注12)。その基準としては、実力あるいは威嚇を用いて治安維持を行う活動については ODA から除外するというものであるが、欧州安全保障協力機構 (OSCE: Organization for Security and Cooperation in Europe) への拠出金が ODA に算入されるようになる等、治安の維持が開

発の前段階に当たる重要なものとして認識されつつある。

他方、後述の OECD 輸出信用アレンジメントにおいてはタイド援助に適用される商業性の成立如何に関するルールが整備されているものの、ODA の商業目的と開発目的の基準はほとんど設けられていない。日本国内では国際協力機構(JICA: Japan International Cooperation Agency)が開発目的の借款を供与し、株式会社国際協力銀行(JBIC: Japan Bank for International Development)が主として商業目的・日本企業支援^(注13)の融資を行うこととなつてはいる^(注14)ものの、鉄道や発電所の建設が商業目的か開発目的かの画一的な基準は存在し得ず、優良な案件である程 JICA の有償資金協力と JBIC の融資が競合するという状況が実際に生じている。

他ドナーにおいては開発目的か否かで供与機関を分類し、譲許的な条件で借款を供与するか準商業ベースで融資するかは借り手の信用度やその他案件の重要性等を考え総合的に判断している国が多く、例えばフランスではフランス開発庁 (AFD : Agence Française de Développement) が^(注15)、またドイツではドイツ復興金融公庫 (KfW: Kreditanstalt für Wiederaufbau) が「開発目的」として譲許的借款及び準商業ベースの融資の双方を供与しているし、英国では ODA は原則グラントで供与し、国際開発省 (DFID: Department for International Development) の 100%出資会社である英連邦開発公社 (CDC: The Commonwealth Development Corporation) が特定の途上国に対して準商業ベースの資金供与を行っている。しかしバイの ODA については開発目的か否かの判断は原則としてドナーに任されており、DAC 加盟国間で統一的な基準は存在しない。また、途上国に流入する資金フローの内、ODA の割合は 2011 年時点では 10%を下回り (図 1)、FDI や PPP、移民による送金といった非 ODA 資金であっても結果的に開発効果をもたらすところから「現行の ODA」以外の資金についても「開発関連資金」として政策目標を設定のうえ捕捉しようという議論も活発化しつつある。この考え方はつまり、「主たる目的が途上国の開発であること」を放棄して開発資金を捕捉しようというものであり、抜本的な転向といえる。本議論については後に詳しく検討する。

図 1 途上国への資金フローと ODA 比率



出所) FDI, 海外送金については世銀データベース(<http://data.worldbank.org/indicator>)、
その他 の数値は OECD.QWIDS(<http://stats.oecd.org/qwids/>)を元に筆者作成。

(3) 譲許性

ODA は、返済義務の無い無償資金協力 (グラント)、返済義務のある有償資金協力 (ローン)、研修や専門家の派遣といった技術協力の 3 者に分類される。有償資金協力については営利目的の融資と区別するため譲許性という概念が用いられている。譲許性とは一般にはあまり用いられない用語であるが、その意味は市場資金に比して、どの程度借り手に有利な条件が設定されているかを示す概念であり、DAC では以下の式で算出されるグラント・エレメント (GE) を用いている。

$$GE(\%) = 100 \times \left[1 - \frac{R/A}{D} \right] * \left[1 - \frac{\frac{1}{(1+D)^{A*INT}} - \frac{1}{(1+D)^{A*M}}}{(A*M - A*INT)*D} \right]$$

R : 適用利率 A : 年あたり支払回数 M:償還期間 D:割引率(年利 10%) INT : 据置期間

両方の括弧は 1 から分数部分を減じており、その積が GE となるので括弧内の分数部分が小さくなるほど全体は大きくなる。そのため割引率である D が大きい程、また、適用利率である R が小さい程全体は大きくなり、償還期間と据置期間が長い程やはり GE は大きくなる。なおグラントの場合、上記計算式で計算することはできないが、GE は 100%とみなされる。

GE の算出においては全ての通貨で一律に 10%の割引率が適用される。つまりは年利 10%の融資と比してどれだけ借手に有利か評価されることになる。この点が後述の ECG 及び OECD 輸出信用アレンジメントで用いられるコンセッションナリティ・レベル (CL: Concessionality Level) との最大の違いとなる。そもそも GE 算出のための割引率が 10%とされたのは、GE 導入時の 1972 年頃における主要ドナーのプライム・レートが約 10%であったためであったが、2000 年頃の ODA 再定義の議論の際にドナーが援助資金を国内公共投資に用いた場合に得られたであろう機会費用を含むものとされた [OECD/DAC 2002]。その後、変動為替制が本格的に導入され、通貨間の金利差が大きくなり、市場金利を GE に反映するべきとの提案がしばしば行われたものの、1972 年の導入以来 2013 年現在に至る譲許性の捕捉方法は変更されていない。

ODA に分類されるためには少なくとも GE25%を超える必要があり、さらには「実質的に譲許的 (Concessional in character)」であることも求められているが、これまで「実質的譲許性」の基準が明確にされてこなかったこともあり、実質的譲許性については事実上の意味を失っている。しかし現在の様な低金利の市況の場合、商業ベースの融資であっても GE25%は容易に超え、例えば償還期間 20 年、据置期間 5 年、年利 6%の融資であっても GE は 25%を超える^(注16)が、一般の市場においてもさらに譲許的な資金を調達することは十分可能である^(注17)。こうした状況を鑑みると GE のみで譲許性を捉えることは困難で、後述の通り譲許性に関する補完的な規制が存在し、更には GE で譲許性を計測している現在の枠組み自体を見直すべきとの議論もある。ODA 再定義の議論が本格化した場合、議論の経

緯から譲許性の捕捉方法が重要な論点の一つとなることは必至で、どのような形で日本がこの譲許性に関して議論をリードできるかについては検討する必要がある。

2. DAC による ODA の規制

DAC は主として透明性 (Transparency) と援助効果 (Aid Effectiveness または Value for Money) 向上の二点を建前として、譲許性とアンタイド化に関する規制を紳士協定として設定、統計や報告及び加盟国間のピア・レビューによってそうした規制の遵守を担保するという建付けとなっている。

(1) DAC によって整備される統計

OECD は 2013 年現在、各ドナーからの報告に基づき個別案件から積み上げる形で算出する CRS++ 統計と総額から概算を算出する DAC 統計の二つの統計を公開しており、CRS++ 統計が各ドナーのプロジェクトレベルの ODA に関する統計であるのに対し、DAC 統計は輸出信用や民間資金も含むよりカテゴリーを含む統計となっている。どちらの統計も各国からの拠出データを元に DAC 事務局が暦年ベースで公開しているが、2013 年 6 月、それまで用いられていた 3 種別個の統計指示書 (「DAC 統計指示書」、「CRS 統計指示書」、「CRS++ ガイドライン」) が統合された。DAC がどの資金を ODA に分類し、どの資金を ODA から除外するかを決定できる唯一の機関と自認しているとおりに (DAC's position as the standard-setter for development [OECD/DAC 2011c : 下線も含め引用])、この点こそが、各ドナーを拘束する最大の源泉となっている。

先述の対 GNI 比に対する政策目標も含め ODA の政策目標は全てネットでの集計を基本としている。ネット集計とは実際に支出 (ディスバースメント) を行った年の支出額全額から、元本の返済分をマイナス計上するもので、出資についてはドナーが途上国企業の株式を購入した場合、購入した年にその購入額を ODA として計上、売却した年に原則としてその売却額をマイナス計上するものである。利息や配当、キャピタルゲインについてはマイナス計上しないため、案件ベースではマイナスになるということはないものの、債務免除をしない限り当該ローンの ODA 計上は名目上最終的にゼロとなる。

ODA の政策目標は国連等の他機関によっても設定されるが、その捕捉と統計の公表についてはこれまで DAC の専権事項であったため、ODA の定義と併せて加盟国に対する影響力の大きな源泉となっている。そのため DAC の統計を巡る議論は技術的であると同時に政治的インパクトも極めて大きい。

しかしながら 2010 年、英国をはじめとする欧州ドナーや NGO と一部の途上国が推進する国際援助透明性イニシアティブ (IATI: International Aid Transparency Initiative) という開発資金統計に関する透明性向上のためのイニシアティブが始動し、IATI の参加国^(注18) は CRS 統計とほぼ同様の計量データを四半期に一度、更には将来の投入予測値やディスクリプティブな案件の概要について各国の段階に応じて順次公表していくものとされ、DAC が開発・援助統計を独占している状況にも変化が生じつつある。IATI 参加国は IATI の DAC ドナー間におけるスタンダード化を目指しているが、報告の頻度を現状の 4 倍にすることや、ディスクリプティブな案件の概要を公表することは更に大きな事務コストを必要とすることもあり、日本をはじめ非 IATI 参加国は更なる透明性向上の努力は必要^(注19) としながらも CRS++ を拡充する形での対応を主張している。現在は、DAC 内部でも IATI 派と CRS++ 拡充派が拮抗している状態であるが、いずれにしても開発統計に関し、質的にも頻度的にも透明性を高めるという方向性は不可避である。

(2) DAC の規制—平均 GE86%規制、アンタイド化勧告、ピア・レビュー—

DAC の前身である DAG は、1960 年には『共同援助努力に関する決議 (Resolution of the Common Aid Effort and Establishment of the DAC)』を採択、「開発途上国の生活水準を改善するための支援 (Aid Effort) を行うこと」等に合意した[外務省 1962, OECD/DAC 2006, 9]。具体的な目標としては 1972 年に「全 ODA コミットメントにおける GE の平均値を 84%以上」[OECD/DAC 2006, 18]とする政策目標を設置し、翌年にはその目標を 86%に引き上げた。ただし最も借款の比率が高い日本であっても平均グラント・エレメントは 86%前後[外務省 2011, 221]であり、ほぼ全ての加盟国で達成済みである。ただし、例えば日本やフランスがこれまで同基準を満たしていなかったこともあったが、大きな議論とはなっていない。

その他 DAC の ODA 規制におけるもう一つ重要なものとしてアンタイド化が挙げられ、DAC は設立当初からアンタイド化による援助効果の拡大と透明性の向上を主張し、早くも 1970 年に東京で開催された DAC ハイレベル会合において「一般アンタイド原則」が採択された[FUHRER 1996, 22]。タイド援助とは日本語で「ひも付き援助」と訳され、つまりは援助供与国の企業から財やサービスを購入することを条件に供与国政府から援助を行うというもので、逆にアンタイド援助とは調達先を限定しない援助であるが、中でも「一般アンタイド」とは調達先に一切の制限を行わずに資金供与を行うというものである。結局のところ 1970 年の一般アンタイド化原則については当時の状況を考えるとあまりにも現実性に乏しいとの反応が加盟国から続出し、また、タイピング・ステータスの定義も確立されていなかったこともあり、撤回された。ただし、これ以降一貫してタイド援助は調達に際し効率性を損なう援助形態で、結果として途上国に対して不必要な財政負担を強いることになるため「悪い援助形態」であり、各ドナーはアンタイド化に向け努力していくべきであるという前提の下で議論が展開されていくこととなった。その後 1972 年、DAC において ODA のタイピング・ステータスが初めて定義され[Ray 1995, 69]、2013 年現在有効な定義は、1987 年、ECG の協力を受けつつ以下の通り再定義された[OECD/DAC 2010a, 1987]。

- ・自由かつ完全に全ての OECD 加盟国及び事実上全ての途上国から調達可能な借款及び贈与を「アンタイド」と定義する。

- ・契約上または実質的に製品及びサービスの調達を可能とする国が限定される借款及び贈与を「部分アンタイド」と定義する。ただし、調達可能な国の中に全ての発展途上国が含まなければならない。調達国の中にドナー国も含むことができる。

- ・公式、非公式を問わず、上記以外の全ての借款及び贈与は、タイドとみなす。

当初タイピング・ステータスについては一般アンタイドと LDC (途上国)^(注20) アンタイド (現在の部分アンタイド) そしてタイドの三種類が設定された。当初、LDC アンタイドはアンタイドの一部と整理されていたが、後述の通り、借款の調達に関して市場から締め出された OECD 輸出信用アレンジメント参加国からの反発があり、参加国会合と DAC 双方にて部分アンタイドの整理について議論が進み、1985 年、アレンジメントにおいても DAC においても LDC アンタイドはタイドと整理された [Ray 1995 72, OECD/TAD 2013]。

そして 2001 年には LDC (後発開発途上国) 向け援助に対し技術協力と食糧援助そして管理費^(注21)を除いた全ての援助をアンタイド化するよう最大限努力する「LDC アンタイド化勧告」が採択され、

同勧告の遵守を担保するため 70 万 SDR（特別引出権）以上の援助を行う場合、30 営業日前までに他の加盟国に事前通報することが義務付けられることとなった。また 2008 年には「LDC/HIPCs アンタイド化勧告」として重債務貧困国（HIPCs）へもその対象は拡大された^(注22)。しかし後述の OECD 輸出信用アレンジメントにおけるルールとは異なり、将来的な全面アンタイドを目指すというものであり、必ずしも全ての国で達成されているわけではなく、実際、2007 年から 2009 年の DAC 加盟国の LDC に対する二国間 ODA の平均アンタイド率は 93.5%[OECD/DAC 2011e]に止まり、最もアンタイド率の低いスペインについては 76.8%となっている。

また、全 DAC 加盟国は先述の通報、統計に加え、ピア・レビューによって他ドナーから援助体制、政策、各ルールや規制に対するコンプライアンスに関しチェックを受けることとなるが、ルールの遵守度合についてはピア・レビュー等で問題として指摘され、もちろん法的拘束力は無いものの改善を勧告される。日本のピア・レビューについては、直近で 2009 年に対象となり、無償資金協力のタイド性^(注23) や本邦技術活用円借款（STEP）^(注24) に関し批判を受けている。

III. 貿易委員会輸出信用グループ(ECG)と輸出信用アレンジメント参加国会合

1. 輸出信用グループ（ECG）と輸出信用アレンジメント参加国会合の目的と機構

ODA の中でも特にタイド借款については、公的輸出信用と同様、市場の歪曲効果を持ち得るということから、輸出信用のルールからも規制を受けることになる。公的輸出信用とは自国からの財やサービスの輸入に際し、輸出国の公的機関が輸入者の必要とする資金の一部または全部を融資したり、保証や保険によりリスクの一部または全部を引き受けたりする金融商品の一種で、輸出国としては民間金融機関が引き受けることのできないリスクを取ることによって自国の輸出を振興することができる。各公的輸出信用供与機関(ECA: Export Credit Agency)が自国の輸出振興を目的とした機関であったため、OECD の前身である OEEC は早くも 1955 年に輸出信用を含む「人為的な輸出振興策(artificial aids to exports)」の廃止を各国政府に求め[OECD/TAD 2011]ており、1963 年、OECD は閣僚理事会において輸出信用を所掌する機関として OECD 貿易委員会（Trade Committee）の下に輸出信用グループ（ECG: Working Party on Export Credits and Credit Guarantees）の設置を決定した。ECG は統計の整備に加え、ベルン・ユニオン、国際決済銀行(BIS: Bank of International Settlement)と同様、各国の ECA の情報共有の場としての側面が強く、後述の通り、輸出信用のルールは「OECD 輸出信用アレンジメント（以下、アレンジメント）」として整備されていくことになった。ECG はチリとアイスランドを除く全ての OECD 加盟国が参加する OECD の正式な機関であるが、アレンジメント参加国による参加国会合は OECD の機関ではなく、アレンジメントに参加している 9 ドナーと関連国際機関のみが参加するクローズド会合となっている^(注25)。参加国会合の事務局は ECG 事務局が兼務し、会合も通常 ECG 会合に引き続いて OECD の会議場にて開催されるが、アレンジメント^(注26) を変更する場合においても OECD 閣僚理事会の承認を必要としない^(注27) 等、「有益な曖昧さ（useful ambiguity）」^(注28) の下、注意深いデマケーションが行われている。

輸出信用のルール形成が進んだ契機は 1973 年の第一次石油危機による高金利化といえ、各国で金利水準が上昇するなか、欧米の主要国で過大な金利引き下げ競争を回避する必要性が高まったことから輸出信用を巡るルール形成が本格化した。関税および貿易に関する一般協定（GATT: General Agreement on Tariffs and Trade）により貿易障壁を削減・撤廃していく方針とそのためのルール作りが進展することで輸出信用の規制を設ける構造的要因が成立し、石油危機による一般市場金利の高騰が各国の金利ダ

ンピング規制を本格化させる引き金の要因になったと見ることができる。

アレンジメントは条約として各国代表によって署名されるものでも、議会によって批准されるものでもなく、その形式は法的拘束力を持たない紳士協定であるが、1995年にいわゆる世界貿易機関(WTO)協定として発効した「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」の附属書 1A「補助金及び相殺措置に関する協定」のさらに附属書の 1(K)において「加盟国が 1979 年 1 月 1 日において少なくとも十二の原加盟国が参加している公的輸出信用に関する国際的な約束(又は当該約束を継承する約束であってこれらの原加盟国によって採択されるもの)の参加国である場合又は事実上当該約束における利率に関する規定を適用している場合にはこれらの規定に合致する輸出信用^(注29)の供与は、この協定により禁止される輸出補助金とはみなされない。」^(注30)と規定されることにより、アレンジメントを遵守した援助信用^(注31)が WTO によって禁止される輸出補助金の例外であると規定された。マラケシュ協定の中にアレンジメントに関する記載はないものの、アレンジメントが 1978 年に成立したこと、当初のアレンジメント参加国が 12 カ国^(注32)であること等を考えると当該規定が OECD 輸出信用アレンジメントを念頭においていることがわかる。そしてこれまでアレンジメント不参加国も含め、援助信用が WTO 違反として提訴された事例はない^(注33)が、WTO 協定の成立により、アレンジメントの規定に沿った輸出信用・援助信用は輸出補助金には当たらないと規定され、逆にいうとアレンジメントの逸脱が WTO 協定違反となり得ることが改めて示され、結果として外形的にアレンジメントが強い拘束力を持つこととなった。

2. 輸出信用の規制からタイド援助信用の規制へ

上記の通り ECG は情報交換の場として設立され、当初から輸出信用の規制について議論されてはいたものの、1973 年の第一次石油危機までは特に当時低金利であったアメリカが「低金利は生産性の高さを反映するもの」と主張する等、輸出信用に最低金利を設定するといった規制を形成することに難色を示し[Moravcsik 1989]、1968 年に船舶に関するセクター了解の合意に止まり、輸出信用一般に関する規制は形成されず、欧州諸国がアメリカの金利水準に合わせるために補助金を導入するという状況が継続していた。しかし石油危機を契機に米ドルの金利が上昇し、OECD 主要加盟国の間で過大な金利競争を回避する必要性が深刻化し、ECG 内外で輸出信用を巡るルール形成が活発化、1978 年に輸出信用の供与を事前に通報する事や他国の供与する条件と同条件で輸出信用が供与できる「マッチング」等について規定したアレンジメントが制定された。その後 1983 年に最初の改訂が行われて以降、ほぼ毎年のペースで大小多くの改訂が行われることとなった。アレンジメントは農業、原子力発電、航空機、軍事用品を除く全てのセクターに適用され、船舶、原子力発電所、民間航空機には別個のセクター了解が設定されることとなった。

アレンジメントの制定により輸出信用における過大な金利競争の一部は安定したものの、当初のアレンジメントは通報義務のみであったため、第一にタイド援助信用に関する規制が無く、第二に各通貨による金利の違いや市場の動向を反映する仕組みが無いといった問題があり、特にアメリカのイニシアティブにより精緻化されていくこととなった。援助信用については日本によるタイド借款とフランスによる混合借款^(注34)がアメリカやイギリスの反発を招いた。後者についてはアレンジメントが金融市場の動向や通貨別の金利差を考慮せず、最低貸出金利が名目的に設定されていたため、市場金利が最低貸出金利を上回る高金利国においては市場金利を下回る条件で公的輸出信用を供与することができたし、日本やドイツ、スイスといった当時低金利であった国については民間の輸出信用に公的保証を付与するこ

とによって最低貸出金利よりも安価な水準で事実上の公的輸出信用を供与することが可能となる[Moravcsik 1989]といった問題があった。

1980年代初頭、こうした不備に対応するため特にアメリカがアレンジメントの規制強化を主張し、ECと日本が反対するという対立構造が成立した。しかしECはローマ条約の調印以降^(注35)補助金やダンピングに係る商業政策はECとしてワンボイス^(注36)となり、さらには各国が事実上の拒否権を有していたため、EC全体として反対してはいたものの、実質的には混合借款を多用していたフランス一国の反対であり、その他のEC加盟国はむしろ償還期間最長25年の長期融資スキームの導入^(注37)を対抗措置として示唆していた米国との対立を避けたいというのが実情であった。当時アレンジメントでは10年超の長期融資は禁止されていたが、参加各国に事前通報するのみで案件を強行することもできたため、米国は長期の融資スキームの創設を示唆することによって当時域内での長期債券市場が比較的成熟していなかった欧州に対し圧力をかけることができた。アメリカの圧力に対しEC内部ではフランスと他の加盟国との間での交渉が繰り返され、フランスによる中国向け原子力発電所の売り込みを他のEC諸国が支援することで妥協が成立し、フランスがアレンジメントの厳格化に合意することで1983年に最初のアレンジメントの改訂が実現した[Moravcsik 1989]。

1983年の改訂においては輸出信用の最低貸出金利を規定しているマトリクス金利が引き上げられ、またタイド援助信用(Aid Credits)^(注38)に関しても初めて規制が導入された(GE20%未満の供与が禁止、GE20%から25%までの供与については事前通報、GE25%以上は事後通報^(注39))。1983年の改訂によって商業ベースの融資については市場の歪曲と金利の過当引き下げ競争回避の点から、最低貸出金利を設定する一方、開発目的の援助信用についてはその重要性についても認め、逆に最低譲許率を設定することで市場歪曲効果を忌避するという、異なる規制方法により輸出信用と援助信用の双方を同時に規制するアレンジメントの規制枠組みが成立した。そして1985年の改訂においてはタイピング・ステータスが厳格化され、フランスが多用し、米国が懸念していた混合借款がタイド援助と分類されると同時に、日本が多く供与してきた部分アンタイド条件の借款もタイドに分類され^(注40)、アレンジメントの規制対象となった。1986年には低金利国からのマトリクス金利に対する不満に応える形で市場貸出基準金利(CIRR: Commercial Interest Reference Rate)^(注41)が設定され、低金利国については輸出信用の最低貸出金利をアレンジメント参加国一律のマトリクス金利では無く、当該国内のプライム・レートを基準としたCIRRを用いることとなり、一部のアレンジメント参加国の輸出信用の規制に関して市場金利が反映されることによって低金利国であった日本の輸出信用の条件はわずかではあるが緩和された。1987年にはフランスの提案により援助信用の譲許性を捕捉する基準として新たにCL(Concessionality Level)が設定され、供与可能となるタイド援助信用の最低譲許率はGE25%からCL35%に引き上げられた(当時のECG議長の名前を冠し「ワレン・パッケージ」とされた)。ワレン・パッケージの導入後も輸出信用の最低貸出金利は一部の低金利通貨を除き各通貨共通であったが、援助信用の規制については全ての国(通貨)に市場金利が反映されることになった。CLはGEと同じ計算式を用いるが、GEの割引率は各通貨一律10%とされているのに対してCLは通貨別に国債の流通利回りに事務コストと期間プレミアムを加算したDDR(Differentiated Discount Rate)を元に算出するため、低金利国であるほど同一の供与条件であっても低く算出されることになる^(注42)。

その後1991年にはアメリカのイニシアティブにより「ヘルシンキ・パッケージ」が導入され、2013年現在に至るまで有効な規制とされている。ヘルシンキ・パッケージの導入に伴い輸出信用のマトリクス金利が完全に廃止され、全通貨にてCIRRが採用されるとともにタイド援助信用規制が強化される

こととなった。CL35%以上であってもCL80%未満の商業性のある案件についてはタイド援助の供与が禁止され、参加国が供与するCL35%から80%までのタイド借款について商業性に疑いを持った国は供与国に商業性がないことを説明する会合を設けさせることが可能となり（本会合の開催を求めることを「チャレンジする」という）、商業性ありと判断された場合には原則として案件を断念しなければならないとされた^(注43)。

図 2 アレンジメントにおけるマトリクス金利の変遷

対象国	償還期間 改訂時期	償還期間			主要国プライムレート※1	
		2年以上 5年以下	5年超 8.5年以下	8.5年超 10年以下	国名	金利
高所得国	1978年4月	7.75%	8.00%	供与不可	日本	8.30%
	1980年7月	8.50%	8.75%	供与不可	西ドイツ	12.00%
	1987年11月	9.55%	9.80%	供与不可	フランス	12.50%
中所得国	1978年4月	7.25%	7.75%	供与不可	米国	15.30%
	1980年7月	8.00%	8.50%	供与不可	英国	16.20%
	1987年11月	8.25%	8.75%	供与不可	スイス	5.60%
低所得国	1978年4月	7.25%	7.50%	7.50%		
	1980年7月	7.50%	7.75%	7.75%		
	1987年11月	7.40%	7.40%	7.40%		

出所) <http://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/286890/www.meti.go.jp/hakusho/tsusyo/soron/S57/2-2-28h.htm>
http://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g428/428_e.pdf

※1 1980年プライムレート。ただしスイスのみ81年。 <http://data.worldbank.org/indicator/FR.INR.LEND?page=6>

主要通貨のDDRの変遷

年度 当該融資の償還期間	2000		2005		2010		2011		2012	
	15年未満	30年以上	15年未満	30年以上	15年未満	30年以上	15年未満	30年以上	15年未満注	30年以上
オーストラリアドル	8	8.5	7.1	7.6	7	7.5	6.7	7.2	5.6	6.1
カナダドル	7.6	8.1	6	6.5	4.6	5.1	4.2	4.7	3.6	4.1
円	2.8	3.3	2.8	3.3	2.6	3.1	2.3	2.8	2.3	2.8
ウォン	11.3	11.8	5.6	6.1	6.6	7.1	5.8	6.3	5.4	5.9
ニュージーランドドル	8.5	9	7.8	8.3	6.9	7.4	6.3	6.8	5.4	5.9
ポンド	7.7	8.2	6.6	7.1	5	5.5	4.4	4.9	3.7	4.2
米ドル	7.9	8.4	5.6	6.1	4.8	5.3	3.9	4.4	3.4	4.9
ユーロ	6.6	7.1	5.4	5.9	4.9	5.4	4.1	4.6	4.1	4.6

注：15年未満に関しては0.75、30年以上に関しては1.25をCIRRに加えたもの。
 また実際には上記に加え15年以上20年未満、20年以上30年未満の閾値が存在。

出所) OECDホームページ (http://www.oecd.org/document/21/0,3746,en_2649_34171_41944341_1_1_1_1,00.html) を元に筆者作成。

IV. ODAの再定義と新たな開発資金カテゴリーの新設を巡る議論

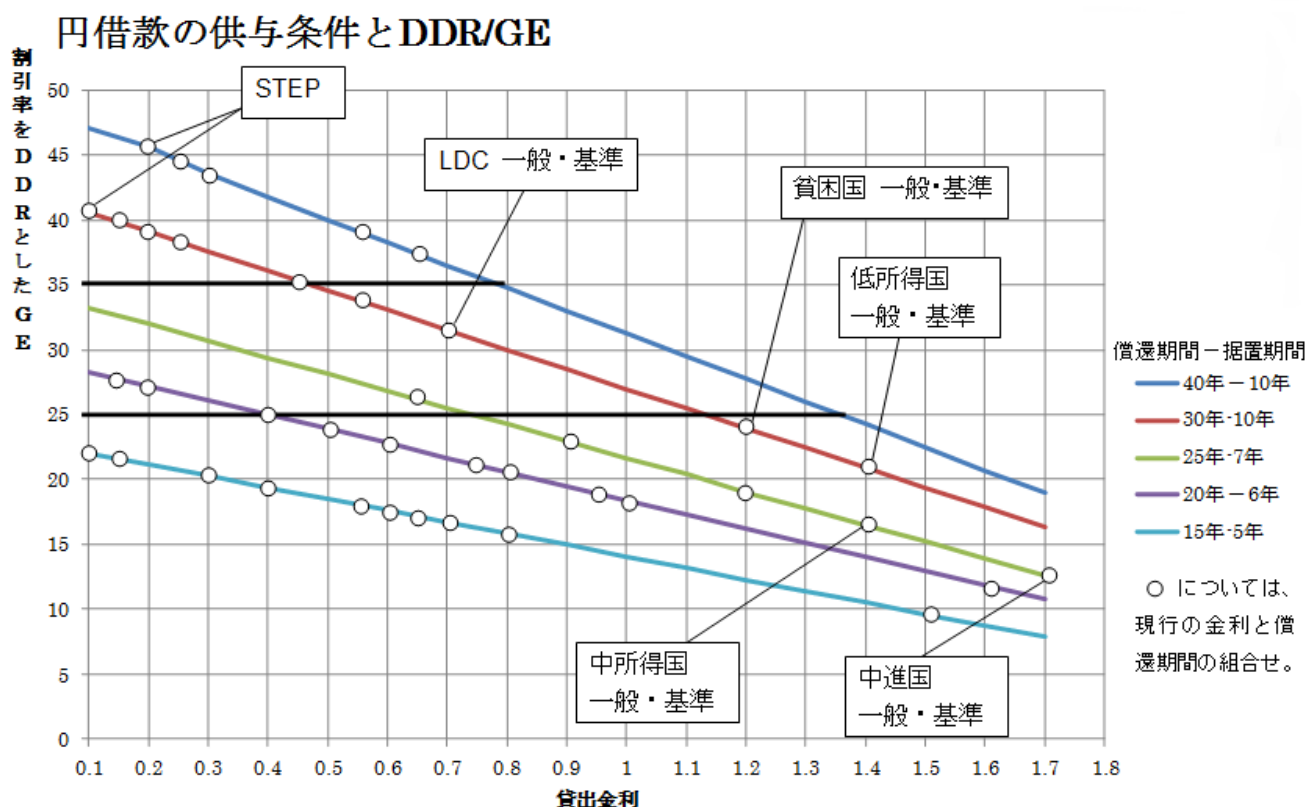
1. 米国によるアンタイド借款の規制提案とODAの再定義提案

1991年のヘルシンキ・パッケージの導入により市場を歪曲する輸出信用（含む援助信用）の規制は一応のところ完成したものの、またもアメリカのイニシアティブにより、2004年、アンタイド援助の透明性を高めるべく200万SDR以上、CL80%未満のアンタイド援助に関し事前通報と、応札結果に関する事後通報が導入されることとなった。アメリカはかねてよりアンタイド円借款の透明性に疑念を有していたが、1999年にアゼルバイジャン向けのアンタイド円借款案件で米国企業を含むコンソーシアムが落札できなかったことに関し、その競争入札は不透明であるとして参加国会合の場で問題とされ、2000年、日本がチャレンジを受け「商業性あり」と判断されたタイド借款をアンタイドに変えて供与

することでアメリカの態度は一層硬化し^(注44)、「アンタイドを装った『ダーティー・アンタイド』が横行しており、アンタイド援助を規制する必要がある」として立て続けにアンタイド借款の規制案^(注45)を提案した。日本はアメリカとバイの交渉を繰り返し、アンタイド透明性通報を導入することで妥協が成立し、参加国会合においてはノンイシュー化した。

アンタイド借款規制の議論は DAC にも波及し、アンタイド借款の供与インセンティブを削ぐことを目的としてアメリカは DAC にて GE の割引率を DDR に変更し、ODA の定義を厳格化する提案を行った。

図 3 円借款の供与条件と DDR/GE



上記図 6 はアメリカ案の円借款への影響を示している。横軸に貸出金利を、縦軸に割引率を DDR (2.8%) とした GE (以下、「DDR/GE」とする) を、そして各色によって示されたグラフは特定の償還期間と据置期間の組合せを表し、各白点は実際の供与条件を表している^(注46)。例えば、貧困国、一般の基準条件は、金利 1.2% で償還期間 30 年、据置期間 10 年、DDR/GE が 25% よりも若干低い 24% 程度であることが分かる。仮に米国案の DDR/GE が採用され、ODA の基準が現行の 25% から変更されなかった場合、GE25% を示す太線より上位の 10 カテゴリーを除き ODA 計上が不可となり、さらに ODA の基準がアレンジメントのタイド援助信用の基準と同様の 35% とされた場合には多くの条件で ODA 計上が不可能となる。ドイツやフランスといった欧州の借款供与国に対しても相当程度の影響が予測されたが日本の反発が強かったため、欧州勢は米国との直接対立を避け、日本からの反論を待つ形で 2001 年の DAC/SLM を迎えた。

日本からはアメリカ案に対して主に①統計的連続性、②ドナーの機会費用、③超長期の償還期間の3点から反論した。①については30年近くにわたり固定されてきた割引率を変更することで、割引率変更前と変更後の数値の比較が不可能になるという主張であった。②については、1972年の導入時には主要通貨のプライム・レートから10%という固定レートを導入したものであり、確かに2000年当時の政策金利は10%よりはるかに低かったものの援助予算を国内の公共投資に用いた場合、多くのドナーが内部利益率（IRR）約10%を投資の基準としていたこともあり、割引率10%には投資収益の機会費用も含むという主張を展開した。同主張は事務局と国連の共同ペーパーにおいても「概して一貫する（broadly consistent）」とされた[OECD/DAC 2002]。③については、市場歪曲性という観点から輸出信用を規制するのであれば、確かに供与時点の市場金利と比較を行う意味は認められるものの、場合によっては40年程度と極めて長期の償還期間を有するODA借款の譲許性を捕捉するのに、日々刻々と移り変わる市場においていつの時点の金利と比較すべきかを合理的に決定することは困難であるという主張であった。

同会議においてカナダとイタリアがアメリカ案の支持を表明、日本、ドイツ、フランス、ポルトガル、フィンランドが反対し、アメリカ案は見送られた。その後2003年12月、DAC/SLMにおいてDAC事務局はODAの譲許性の基準に「最低償還期間を10年、最低据置期間を5年、最大貸出金利をDDRの75%」という条件を加えるという妥協案を提案、その検討は翌年の統計作業部会に委ねられた。同案は円借款に対する影響はアメリカ案と比較してはるかに軽微であった^(注47)ため、外交的孤立を避けるためにも当時の日本の対処方針としては「事務局妥協案は反対するも、大勢が支持するのであれば反対はしない」というものであったが、統計作業部会の議場においてスペインが事務局案への反対を表明、結局のところ再び継続検討とされた[OECD/DAC 2004]。そして2004年、参加国会合においてアンタイド借款の透明性通報に関する合意が成立すると、イニシアティブ国であったアメリカの姿勢も沈静化し、DACにおいてもノンイシュー化した。その後2006年にもODAの再定義を巡る議論は議題として上程されたものの、結局のところMDGsの基準年である2015年までODAの再定義の議論は凍結されることとなった。

そして2015年までODAの定義を変更しないという合意は、いつしか事務局及び複数のドナーにより2015年以降のODA再定義が既定路線とされ、議論が進行している。そして2015年以降に適用されるODA再定義の議論を見据え、その前哨戦として「実質的譲許性」の基準の明確化と「開発外部資金（EDF: External Development Finance）」の創設に関する議論が展開されている。

2. ODA再定義の現代的議論

DAC事務局は統合版統計指示書の作成にあたりODLという新カテゴリーの導入を提案した。ODLの新設は実現しなかったが、2011年12月、DAC本会合において今度は「開発関連資金（Development Related Finance）」というカテゴリー新設と政策目標の設定を提案した。途上国に流入する資金のなかで非ODA資金の役割が強調される一方で、DACが必ずしも適切に捕捉できていないという問題意識がアトウッドDAC議長（当時）をはじめ事務局や複数のドナーの間で共有されていた。そしてそうした現状に対応するため「その他の公的資金（OOF）」を拡充、改善する必要があるとし、その名称に「開発」を冠し、開発を主目的とせずとも「結果として開発に資する資金」としてPKO費用や開発金融機関の非譲許的融資や民間の開発資金についても捕捉しようというものであった[OECD/DAC 2011f]。本件については事務局のコンタクト・パーソンがアトウッド議長（当時）本人とされる等、同議長の思い

入れの強さが窺える^(注48)。

ただし商業目的である OOF の輸出信用部分を開発資金と整理することにコンセンサスを得るのは困難であり、また民間資金についてはその捕捉や分類自体が困難となることから、開発関連資金カテゴリーを実際に創設した場合には ODA グラントに先述の ODL を加えたものとするのが最も現実的となる。ODL カテゴリーの新設提案が開発関連資金創設のための布石であったと考えることもできる。これまで指摘してきた通り DAC の影響力の源泉は全て ODA を中心にしたものであるが、現行の ODA の定義が既に現状に合致していないことは否めず、ODA の定義を時機に応じて適切に変更できない場合には国際社会における OECD/DAC の役割までが問われるという懸念が DAC にある。しかしこれまでの ODA 再定義の議論は基本的には現行の譲許性の捕捉方法に市場原理を導入するというものであり、同じ路線で ODA 再定義の議論が行われた場合、ODA となるコンポーネントは当然に狭くなるため釜山宣言等で確認されている多様な資金フローの捕捉には反するものである^(注49)。そこで ODA 自体の定義を変更できない場合に備え、新たなカテゴリーとして「開発関連資金」を導入しようとしたと考えることができる。

その後 2012 年 12 月の DAC/HLM において再び名称を変更され、「開発のための資金 (FfD: Financing for Development)」として同カテゴリーの新設が正式に合意された (2013 年 6 月統計作業部会においてはさらに「開発外部資金 (EDF: External Development Finance)」に名称変更された)^(注50)。EDF のコンポーネントや、政策目標の設定如何は今後議論されることになる。

先述の通り、ODA の譲許性については GE に加えて「実質的に譲許的である」ことが要件となるが、「実質的譲許性」に関しては明確な数値的基準が無く、特にある程度主要通貨の市場金利が高い際には問題とならなかった。しかし、金利水準が世界的に低下していくなか、市場金利でも十分に GE25% 基準を満たすなか、事務局が「実質的に譲許的であると判断できない」として EU が報告した欧州投資銀行 (EIB: Europe Investment Bank) の融資の ODA 計上を留保することで、EU が「実質的譲許性」について議論になったことは「実質的譲許性」については、統計指示書に「一般市場金利を下回ること」とのみ規定されており、この「一般市場金利」とは何かが焦点となった。当初、EU と事務局がそれぞれの見解を公表し、EU は一般市場金利を DDR とし、DAC 事務局は「ドナーの調達金利」との見解を公にした。DAC 事務局の主張は、つまり、調達金利よりも貸出金利の方がより低利である、いわゆる「逆ザヤ」である条件をもって「実質的譲許性」であると認めることとなり、ODA の考え方として途上国の開発のためにドナーがどれだけ財政負担をしているかを捕捉するという点がある以上、事務局の主張には一理ある。ただし通常の財の交換とは異なり、借款は金融商品であるため時間とリスクというファクターを考慮に入れる必要があり、そのため調達金利よりも貸出金利が高いからといって必ずしも利益を得ているわけではなく、それを加味したのが EU の主張であるとも解することができる。DDR は長期国債の平均利回りに事務コストとして 1%、償還期間に応じて 0.75~1.25% の期間プレミアムを加算するもので、長期融資・借款の商業性が成立する下限と措定することができる。そして DDR は指標設計上、本来借手が負担すべきリスク・プレミアムや事務コストを含んでいないため「スプレッド=利益」とはいえず、EU の主張もまた一理あるものといえる。

その後、アトウッド DAC 議長 (当時) が DDR マイナス 25% を軸とした妥協案を提示したものの結局のところ全会一致とはならず、HLM にて借款供与国は個別の ODA 借款の条件に関する透明性を公表すること、全 DAC 加盟国の平等な扱いを保証すること、可能な限り速やかに、遅くとも 2015 年までに、一般的な金融市場条件に沿って、「実質的譲許性」の明確で量的な定義を確立することが合意

され^(注51)、継続審議されることとなった。全ての加盟国を平等に扱うとの記載は、明らかに EU に配慮したもので、透明性の記載は、金利による一律の基準は困難で、各ドナーが自の基準を表明、他ドナーまたは事務局がそれを判断するための布石といえる。その後、借款供与国は供与条件を公表しその譲許性を疑問視する他ドナーは疑義を呈することができるものとされた。

V. 結びに代えて―他ドナーの動向と日本の戦略―

これまで検討した通り冷戦時代の遺物ともいえる箇所を残す現行の ODA の定義・概念に対し、途上国自身が利用できる開発資金はその種類も規模も、ODA が定義された 1960 年代とは比較にならないほど増加している。DAC が自認する開発の基準設定機関としてのアイデンティティを維持するためにも DAC は現在開発統計上捕捉できていないそうした資金を開発資金として捕捉する必要があり、そうした危機意識からも 2015 年を契機に ODA を再定義することが DAC にてほぼ既定路線となっている。

国際機関としての現行の ODA は主体（現在は DAC 加盟ドナーによるものに限られる）、客体（現在は DAC リストに掲載された国・地域、機関への拠出に限られる）、目的（現在は主たる目的が途上国の開発であることに限られる）、形態（現在はフローであることに限られる）、譲許性（現在は実質的に譲許的で、GE25%以上であることに限られる）の点で定義され、2015 年改訂においては定義の全ての要素が議論の対象となり得る。

例えば、主体については DAC 加盟の伝統ドナーに限らず、中国やインドといった新興国による開発資金や南々協力の捕捉方法が既に議論の俎上に上がっているし、民間企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）によって供与される資金やゲイツ財団等の民間による開発資金も開発資金に含めるという意見も出されている。客体についてはさすがに DAC リストに掲載されていない国への資金を新 ODA とすることは現実的でないが、II.1. (2) で検討した通り、平和構築のための資金や非国連 PKO への拠出金や国際連合教育科学文化機関（UNESCO）、そして世界保健機関（WHO）といった ODA ではないが国際公共財を供与する機関への拠出金を開発資金に含めるという議論は既に展開されている。目的についても、やはり II.1. (2) で検討した通り、軍事目的、商業目的と開発目的の境界は曖昧で、仮に主たる目的が開発でなかったとしても、結果として開発に資する資金を開発資金として計上するという議論も出されている。その場合には、各国の輸出入銀行の活動が開発資金統計に含まれる可能性もある。形態については、必ずしも資金フローではなく保証や保険等を開発資金に含めるといった提案や ODA によって触媒される民間資金を開発資金に算入するという提案も為されている。譲許性についてはやはり 10%という割引率は現状を反映していないということは否めず、IMF 等のマルチ金融機関や大口の借款供与国であるドイツやフランスからも批判されており、2015 年以降においても GE という概念が残るのであれば少なくとも何らかの形で市場金利を反映する方法が取られることになろう。

しかし譲許性を算出する割引率に市場金利を反映し、譲許性をより厳しく捕捉していくという考え方は商業目的の資金についても結果的な開発効果を認め、より広範に資金を捕捉しようという議論と明らかに矛盾する。この矛盾を両立させるために DAC は ODA とは別の開発資金カテゴリーの作成を指向しており、ODA を超えた開発資金カテゴリーとして ODL、開発関連資金、FfD、EDF を提案してきた。そのため、ODA の再定義は EDF の議論と相互に影響を与え合うこととなる。ただし FfD については国連も検討を始めており、2012 年 6 月には国連総会の指示により経済社会理事会が検討会を開催、冒頭議長は「沈みゆく ODA の現況（current condition of declining ODA）を鑑みると、FfD は益々重要となってくる」

と発言、今後、FfD の定義やスコープが国連の中でも議論されていくこととなり、OECD/DAC と国連との間で何らかの調整が行われることが予想される^(注52)。

こうした状況において日本はどのように対応することができるだろうか。他ドナーは既に本格的な検討を開始しており、既に成果[ECPDM 2012]も公表しはじめている。日本は伝統的に GE の割引率 10% の堅持とグロスでの集計方法を主張してきたが、その路線で説得力のあるロジックを立てることも、多数派工作を行うことも困難となり、今後、抜本的な改革を迫られる可能性がある。

ただし、変化はチャンスでもあり、借款供与国にとって極めて不利な現行の ODA の捕捉方法の改善を迫る機会でもある。現状のネット方式において借款は供与時に全額 ODA 計上され、返済額は返済時に減算計上されることになる。つまり案件毎に見た場合、借款はすべて最終的に統計上ゼロとなり、借款の開発効果が統計上適切に反映出来ないからである。

低金利国である日本にとって有利な割引率を全ての通貨で 10%に固定するという点については先述の通り、多くのドナーから批判され割引率の改訂は不可避なものと推定されるが、借款供与国である日本にとって不利なネットでの集計方法についても、借款供与国のみならず、非借款供与国からも合理的な集計方法ではないとして批判を受けている。ただ、その代替手段として借款と贈与を完全に等価とみなすグロス方式の合理性も乏しい。グロス方式では 100 万ドルの借款を供与した場合、償還期間内に全額返済されたとしても、返済義務の無い 100 万ドルを贈与した場合と統計上全く同じに処理されることになるためである。

そこで借款については GE 部分のみを ODA 計上し、返済分をマイナス計上しない方式（実質贈与分計上方式）をとるということも一案である。現行のネット方式ではドナーが債務免除をしない限り、全ての借款は暦年毎に見ればプラスになる年もマイナスになる年もあるが、案件毎にみれば統計上ゼロとなる。それはつまり ODA の計上という点においては、借款が失敗することにインセンティブを与えていることにもなる。そもそも GE は、現状では ODA 定義の 25%基準としてのみしか実質用いられておらず、それでさえ昨今の低金利化の中で有形無実となっているが、本来は贈与と借款という異なる資金供与形態を比較可能とするため、借款の贈与相当分を特定する目的で指標が設計されたものであり、GE の指標設計趣旨の点からも実質贈与分計上方式は理に適っているといえよう。

その場合、どれだけ譲許性の計算方法がどれだけ厳格になったとしても減算処理されないことから、有償の返済分が無償部分を侵食するという懸念は払しょくされ、ODA 額が過去の供与分から影響を受けることが無くなる。さらにいえば GE25%という ODA の譲許性に関する認定基準すら撤廃可能となり、例えば現状、準商業ベースの開発金融機関による融資はどれだけ行っても ODA 計上されることはないが、実質贈与分計上方式下ではその加算率を低下させるのみで、一律の譲許性基準を設けないという政策決定も新たに検討の余地が生まれる。

さらにいえば、現在、借款について 2 通りの計上報告が可能となっており、両者間での統計への反映方法が不公平であるが、その是正も可能となる。一つの方法としては日本のように自己資金や政府出資と市場からの調達分を合算し、供与条件自体を市場と比して譲許的にするという方法であり、もう一方は欧州ドナーが行っている方法で、譲許的な借款と贈与を合わせて供与することでヘルシンキ・パッケージのタイド借款の基準である CL35%を超えるようにして、借款部分についてはアレンジメント参加国には援助信用として報告するも ODA 報告はせず、贈与分のみ 100%ODA 報告するというものである。ネット方式下においては、前者は先述の通り案件毎に最終的にゼロとなり、無限にディスバースメントを拡大しない限り暦年ベースでは借款部分がマイナスになる年が生じることになるが、後者につい

てはローン部分を ODA 計上しないため、返済があっても減算計上されないこととなる。前者の供与方式であっても逆ザヤになっていることから実質的な財政負担が発生しているにも拘らず、返済分が全額減算計上されるため、統計的には最終的にはゼロになるが、後者の方式であれば贈与部分のみ ODA 計上することで過去の借款の返済分が暦年の供与額に影響を与えることはない。実際、統計を見れば 2011 年の日本の ODA はネットベースで 108 億 3,140 万ドルであるが、贈与の支出額は 124 億 5,516 万ドルに達する。それはつまり差額となる 16 億 2,376 万ドルは、過去に供与した借款の返済分が 2011 年に供与した借款の額を上回った部分であり、結果として全体の ODA は贈与で供与した分より小さくなってしまっている。他方、例えばオーストリアは ODA 借款の供与については一切報告していないものの、援助信用として供与している借款と組み合わせ、2011 年には 15 件、817 万ドルを贈与として報告している^(注53)。これは小規模の様に思えるが、マイナス 16 億 2,376 万ドルとプラス 817 万ドルの差は大きい。しかし日本やドイツ、フランスといった大口の借款供与国が後者の方法に現在から移行するということは返済のバックログがあるため政策上不可能であるし、ODA 借款が実際には行われているにも拘わらず、後者の方法ではグロスベースでも確認することが出来なくなるため統計上過小評価されることになり、誤解を生むことになる。実質贈与分計上方式であれば、こうした借款の報告方法による統計上の不公平さも解消することが出来よう。

ただし、国際ルールは必ずしも合理的なルールが選択される訳ではなく、注意深い議論を展開していく必要がある。いずれにしても、2015 年までと最終的な議論の終結点が定められており、今後、政治的に大きなインパクトを有する技術的な議論がインテンシブに展開されていることになるが、日本としても詳細な制度設計を含め、積極的に議論に関与していく必要がある。

参考文献

<英語文献>

Agence Francaise de Developpement. 2010 *AFD AND FINANCIAL INNOVATIONS FOR DEVELOPMENT*

http://www.afd.fr/webdav/site/afd/shared/PORTAILS/PUBLICATIONS/PLAQUETTES/AFD_et_les_innov_financieres_GB_v00.pdf

ECPDM (2012) Reporting on Development: ODA and Financing for Development

[http://www.ecdpm.org/Web_ECDPM/Web/Content/Download.nsf/0/C3FF9A6B12CEDEF1C1257A09006081E3/\\$FILE/Reporting_on_Development_2012_0107452_final.pdf](http://www.ecdpm.org/Web_ECDPM/Web/Content/Download.nsf/0/C3FF9A6B12CEDEF1C1257A09006081E3/$FILE/Reporting_on_Development_2012_0107452_final.pdf)

FUHRER Helmut(1996) *A HISTORY OF OFFICIAL DEVELOPMENT ASSISTANCE* OCDE/GD(94)67

<http://www.oecd.org/dataoecd/3/39/1896816.pdf>

Moravcsik Andrew(1989) "Disciplining trade finance: the OECD Export Credit Arrangement" International Organization 43 no.1 (winter)

<http://www.princeton.edu/~amoravcs/library/oecd.pdf>

OECD COUNCIL (2007) *ROADMAP FOR THE ACCESSION OF THE RUSSIAN FEDERATION TO THE OECD CONVENTION* C(2007)103/FINAL

——— (2008) *COUNCIL RESOLUTION ON THE CLASSIFICATION AND DECLASSIFICATION OF INFORMATION* C(97)64REV1/FINAL

OECD/DAC (1987) *DAC GUIDING PRINCIPLES FOR ASSOCIATED FINANCING AND TIED AND*

PARTIALLY UNTIED OFFICIAL DEVELOPMENT ASSISTANCE

- (2000) *DAC STATISTICAL REPORTING DIRECTIVES* DCD/DAC(2000)10
<http://www.oecd.org/investment/stats/1894833.pdf>
- (2002) *THE ODA DSCOUNT RATE* DCD/DAC/FA(2002)9
- (2003) *ODA ELIGIBILITY ISSUES* DCD/DAC(2003)25/REV1
- (2004) *SUMMARY RECORD OF THE 54th MEETING OF THE DAC WORKING PARTY ON STATISTICS* DCD/DAC/STAT/M(2004)1/FINAL
- (2006) *DAC in Dates The History of OECD's Development Assistance Committee*
<http://www.oecd.org/dac/1896808.pdf>
- (2007)a *SUMMARY RECORD OF THE 45TH HIGH LEVEL MEETING*
DCD/DAC/M(2007)5/FINAL
[http://search.oecd.org/officialdocuments/displaydocumentpdf/?cote=DCD/DAC/M\(2007\)5/FINAL&docLanguage=En](http://search.oecd.org/officialdocuments/displaydocumentpdf/?cote=DCD/DAC/M(2007)5/FINAL&docLanguage=En)
- (2007)b *REPORTING DIRECTIVES FOR THE CREDITOR REPORTING SYSTEM*
DCD/DAC(2007)39/FINAL
<http://www.oecd.org/investment/stats/1948102.pdf>
- (2008) *DAC Recommendation on Untying ODA to the Least Developed Countries and Heavily Indebted Poor Countries*
<http://www.oecd.org/countries/nicaragua/41707972.pdf>
- (2009) *Clarifications of Reporting Directives in the area of international peace operations*
DCD/DAC/STAT (2009) 8
- (2010)a *CLARIFICATIONS OF STATISTICAL REPORTING DIRECTIVES IN THE AREA OF INTERNATIONAL PEACE OPERATIONS* DCD/DAC/STAT(2010)8
- (2010)a *AN INTRODUCTION TO DAC TYING STATUS STATISTICS AND MONITORING*
DCD/DAC/STAT (2010) 13REV1
- (2010)b *DAC PEER REVIEW OF JAPAN*
<http://www.oecd.org/dac/peerreviewsofdacmembers/45470028.pdf>
- (2012)a *Peer Review 2012 EUROPEAN UNION*
<http://www.oecd.org/development/peer-reviews/50155818.pdf>
- (2013) *LOAN CONCESSIONALITY IN DAC STATISTICS* DCD/DAC(2013)2
- OECD DEVELOPMENT CENTER(2011) *REVISITING MDG COST ESTIMATES FROM A DOMESTIC RESOURCE MOBILISATION PERSPECTIVE* Working Paper No.306
<http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/5k9h6vwx0nmr.pdf?expires=1366597930&id=id&accname=guest&checksum=AA96721D1C2A6ADD7AD766DB94727073>
- OECD/TAD (2011) *Smart Rules for Fair Trade: 50 Years of Export Credits*
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264111745-4-en>
- (2010) *TIED AID: 2009 FULL-YEAR REVIEW OF EXPERIENCE WITH THE "HELSINKI TIED AID DISCIPLINES" OF THE ARRANGEMENT - PRIOR NOTIFICATION* TAD/PG(2010)6/PROV
- (2013) *ARRANGEMENT ON OFFICIALLY SUPPORTED EXPORT CREDITS*

TAD/PG(2013)1

[http://search.oecd.org/officialdocuments/displaydocumentpdf/?doclanguage=en&cote=tad/pg\(2013\)1](http://search.oecd.org/officialdocuments/displaydocumentpdf/?doclanguage=en&cote=tad/pg(2013)1)

Ray John(1995)*Managing Official Export Credit The Quest for a Global Regime* INSTITUTE FOR INTERNATIONAL ECONOMICS Washington, DC

Vanheukelom, et. al(2012) *Reporting on Development: ODA and Financing for Development* commissioned by The Netherland Ministry of Foreign Affairs and the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development

[http://www.ecdpm.org/Web_ECDPM/Web/Content/Download.nsf/0/C3FF9A6B12CEDEF1C1257A09006081E3/\\$FILE/Reporting_on_Development_2012_0107452_final.pdf](http://www.ecdpm.org/Web_ECDPM/Web/Content/Download.nsf/0/C3FF9A6B12CEDEF1C1257A09006081E3/$FILE/Reporting_on_Development_2012_0107452_final.pdf)

World Trade Organization (2002) *CANADA – EXPORT CREDITS AND LOAN GUARANTEES FOR REGIONAL AIRCRAFT* Report of the Panel WT/DS222/R 28 January 2002

[http://www.worldtradelaw.net/reports/wtopanels/canada-aircraftII\(panel\).pdf](http://www.worldtradelaw.net/reports/wtopanels/canada-aircraftII(panel).pdf)

日本語文献

奥田英信・三重野文晴・生島靖久（2010）『新版 開発金融論』日本評論社

海外経済協力基金(1992)『海外経済協力基金三十年史』国際開発ジャーナル

外務省（1962）「最近における経済協力および技術協力の諸問題」『わが外交の近況(第6号)』

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1962/s37-4-1.htm>

———（2004）「円借款の調達条件の推移」『政府開発援助（ODA）白書』

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/04_hakusho/ODA2004/html/zuhyo/index.htm

———（2011）『政府開発援助（ODA）白書 2011年版』

国際開発ジャーナル（1999）「アンタイドが覆る特別円借款誕生の狙い」『国際開発ジャーナル』509号 1999年4月

国際協力機構（2012）「無償資金協力調達ガイドライン（日本の一般プロジェクト無償資金協力等）」

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pg00000sby3v-att/01_02.pdf

国際協力銀行（2003）『日本輸出入銀行史』国際協力銀行

———（2003）『海外経済協力基金史』国際協力銀行

———（2010）「地球環境保全業務の対象事業の考え方」

http://www.jbic.go.jp/ja/about/news/2010/0401-02/100401_green.pdf

鈴木宏尚（2005）「OECD加盟の外交過程－「政治経済一体」路線としての自由陣営における外交的地平の拡大－」『国際政治』第140号 2005年3月

前田充浩（2005）「通商産業省「1990年代型」対ASEAN諸国政策に関する「統合価値」モデル分析」開発金融研究所編『地域経済アプローチを踏まえた政策の一貫性分析』

http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/research/archives/jbic/pcd.html

———（2007）『国益奪還』アスキー新書

森田智（2011）「国連における後発開発途上国のカテゴリーと卒業問題－「円滑な移行」プロセスと開発政策委員会の役割に焦点を当てて－」外務省『外務省調査月報』2011/No.4

山下道子(2003)「二国間援助の理念と現実」『日本のODA政策の現状と課題』内閣府経済社会総合研究所 ESRI 調査研究レポート No.3

(注1) 独立行政法人 国際協力機構 (JICA) 企画部 専門嘱託

hiropo1224@hotmail.com, Hamana.Hiroaki@jica.go.jp

(注2) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/mdgs_gai.html

(注3) OECD. STATEXTRACTS (<http://stats.oecd.org/Index.aspx>)より。2011年ネット・ディスバースメント。

(注4) OECDの文書は"confidential", "for official use", "unclassified"に分類され、OECD/COUNCIL (2008)に基づき原則として"confidential"は6年、"for official use"については3年で機密解除される。本論文で引用しているOECD文書の内、2013年3月現在、機密解除されていないものについては機密解除された段階で公開することとしたい。

(注5) 筆者抄訳。譲許的な性質を有しているとの意と解される。

(注6) <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/RESOLUTION/GEN/NR0/348/91/IMG/NR034891.pdf?OpenElement>

(注7) 2005年、モンテレイ国際開発資金会議を受け、EUは2015年までにODAの対GNI比0.7%目標を達成することに合意、その中間目標として2010年までに対GNI比0.56%を設定したものの、中間目標を達成できず、2011年、2015年の目標達成に向けた努力の必要性が欧州委員会より改めて強調された [OECD/DAC 2012a, 54]。

(注8) 1992年にはカザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンが、1993年にはアルメニア、グルジア、アゼルバイジャンが、1994年にはパレスチナが、1997年にはモルドバがDACリストに新規掲載された。(<http://www.oecd.org/dac/aidstatistics/historyofdaclistsofrecipientcountries.htm>)

(注9) OAはODAの政策目標である対GNI比0.7%目標に算入出来ずODAとは一線を画すものであったが、日本はOAを広義の政府開発援助としていた

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/02_databook/top_b.html)。つまりDACリストが2部構成とされた1993年から2005年までの期間、厳密にはODAと政府開発援助は一意に対応していなかった。

(注10) DACリストに掲載されるべき国が新たに独立した際にもDACリストは臨時更新される。直近ではコソボ共和国の独立時にDACリストが更新された。

(注11) 2011年改訂時、オマーン、トリニダードトバゴ、バルバドス、クロアチアがDACリストから卒業した。

(注12) 国連の報告からはPKOの収支のうち、開発目的のシェアを特定できず、土木工事や調査、人道法の教育といった非軍事支出についてもODA計上が見送られた (OECD/DAC (2000) A3.4, OECD/DAC (2003))。

(注13) ただしJBICは地球環境保全業務 (通称GREEN) として日本企業の関与を明示的に義務付けないスキームを導入している [国際協力銀行 2010]。

(注14) 1975年に輸出入銀行が円借款をOECFに全面的に委譲することとなるまで、年利4%以上の借款を輸銀が、4%未満の借款をOECFが実施した [国際協力銀行 2003, 38]。

(注15) AFDホームページ (<http://www.afd.fr/lang/en/home/outils-de-financement-du-developpement/prets>)

(注16) 実際、1965年当時の円借款の供与条件は、金利5.75%、償還期間が12~18年程度であり、対韓向け円借款の供与条件 (金利3.5%、償還期間20年) は相当程度譲許的であったことが分かる [国際協力銀行 2003, 38]。

(注17) 実際、日本の一般的な住宅ローン (償還期間20年、固定金利2.2%、据置期間0年) でもGEは42%となる。

(注18) 2013年現在、DAC全27ドナー中の16ドナー (オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイルランド、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ、EU) の他、世銀やアフリカ開発銀行等のマルチドナー、オックスファーム等のNGO、バングラデシュやガーナ等のレシピエント国が参加を表明。(<http://www.aidtransparency.net/>)。

(注19) 2010年、韓国釜山で開催された釜山で発表された「援助効果に関する釜山成果文書」において、以下の通り合意された。

c) Implement a common, open standard for electronic publication of timely, comprehensive and forward looking information on resources provided through development cooperation, taking into account the statistical reporting of the OECD - DAC and the complementary efforts of the International Aid Transparency Initiative and others. This standard must meet the information needs of developing countries and non - state actors, consistent with national requirements. We will agree on this standard and publish our respective schedules to implement it by December 2012, with the aim of implementing it fully by December 2015.

(注20) 開発途上国のなかでも人口や地理的な特殊事情から開発が特に困難な国を、国連は後発開発途上国 (LDC: Least Developed Countries) として分類 [森田智 2011] しているが、かつて途上国一般に対して後進国 (LDC: Less Developed Countries) との呼称が一般的であったため両者を区別するために便宜上、前者は

LLDC と称されていた。その後、後進国(LDC)という表現に代えて開発途上国(Developing Countries)という表現が一般に用いられるようになったため、LLDC という表現は用いられなくなった。本論文では両者を区別するため LDC (発展途上国)、LDC (後発開発途上国) と記載する。

(注²¹) 他方、釜山ハイレベル・フォーラムにおいてもアクラ行動計画を超えて、技協、食糧援助を含め完全なアンタイド化に向けて努力するという目標を導入することが提案されたが、米国や日本等からの反対により見送られた。

(注²²) アレンジメント同様、OECD 事務局長と DAC 議長宛にレターを発出することによる例外規定も設けられている(デロゲーション)。しかし、事務局のレビューからも分かる通り、現時点では必ずしも全ての国が本勧告を達成しているわけではないにもかかわらず、デロゲーションは行われていない。また、勧告の対象についても、LDC (後発開発途上国) については国連が認定し、一応の認定解除の基準がある[森田 2011]ものの、HIPCs については認定解除のシステムが無いことから、当初から本勧告の対象とすることに対する疑義が呈され、時限措置とされた。non LDC HIPCs に対する適用は、2013 年 10 月 1 日以前に延長の議論が為されなければドナーの裁量によりタイド援助の供与が可能となる[OECD/DAC 2008]。

(注²³) 無償資金協力については、調達ガイドラインにて「契約業者は、贈与における生産物及び役務の調達は適正に実行できる日本人でなければならない。」「国際協力機構 2012, 9」と規定してはいるものの、調達については「日本または被援助国以外の国からの調達は、G/A に則り、JICA の事前の同意をもって行われうる。」「国際協力機構 2012, 9」とし、「JICA の事前の同意」があれば第三国からの調達が可能であることを以て、契約はタイドであるが、調達はアンタイドであり、全体としてアンタイドである旨主張している。当該ロジックに対し、DAC はピア・レビューにおいて日本のロジックそれ自体を否定しているわけではないものの、「主契約者が日本人でなければならず、同者が調達代理機関及び財・サービス(案件監理を含む)の供給者双方の役割を果たすのであれば、それはタイドとして報告されるべきである。」「OECD/DAC 2010b, 70」と指摘。

(注²⁴) DAC は「STEP を拡大していけば、日本がこれまで実現してきたアンタイド化の努力を脅かすことになり得る。日本がアンタイド化を進展させる意思があるなら、STEP は徐々に削減していく必要があろう。」「OECD/DAC 2010b, 70」と指摘。

(注²⁵) 2013 年現在の参加国は、オーストラリア、カナダ、EU、日本、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アメリカ。後述の通り、EU 加盟国はワンボイスとなる。メキシコとトルコは ECG のメンバーであるが、参加国会合のメンバーではない。なお、トルコとイスラエルはオブザーバーとして参加。

(<http://www.oecd.org/tad/exportcredits/participants.htm>)

(注²⁶) 名称こそ「OECD 公的輸出信用アレンジメント」ではあるが、厳密には OECD の公式な規定では無い。

(注²⁷) <http://www.oecd.org/tad/exportcredits/participants.htm>

(注²⁸) <http://www.oecd.org/tad/exportcredits/participants.htm>

(注²⁹) 援助信用も含むものと解釈可能。

(注³⁰) 経済産業省訳。

(http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_agreements/marrakech/html/wto13m.html#33)

(注³¹) アレンジメントによって規制される借款は、援助信用であり、厳密には ODA とは区別される。援助信用は CL1%以上の融資は全て援助信用と定義されるため当然に ODA 借款も援助信用に含まれるが、ODA とは異なり、開発目的か否か等の区別はない。

(注³²) 原初加盟国はオーストラリア、カナダ、欧州委員会、フィンランド、ギリシャ、日本、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、アメリカ。

(注³³) 輸出信用については 2001 年にカナダの小型航空機輸出にヒモ付いた融資が輸出補助金に当たるとして、ブラジルより提訴された事例等がある。[WTO 2002]

(注³⁴) 非譲許的な融資を受入れることを条件に譲許的な資金を供与する資金パッケージ。

(注³⁵) ローマ条約第 113 条 (ARTICLE 113)、マーストリヒト条約第 113 条、リスボン条約第 245 条 c。

1. After the transitional period has ended, the common commercial policy shall be based on uniform principles, particularly in regard to changes in tariff rates, the conclusion of tariff and trade agreements, the achievement of uniformity in measures of liberalisation, export policy and measures to protect trade such as those to be taken in case of dumping or subsidies.

2. The Commission shall submit proposals to the Council for implementing the common commercial policy.

3. Where agreements with third countries need to be negotiated, the Commission shall make recommendations to the Council, which shall authorise the Commission to open the necessary negotiations. The Commission shall conduct these negotiations in consultation with a special committee appointed by the Council to assist the Commission in this task and within the framework of such directives as the Council may issue to it.

4. In exercising the powers conferred upon it by this Article, the Council shall act by a qualified majority.

(注36) 他方、DAC においてはダンピングや通商政策が議題ではないため、各国別の対応となり、EU とベルギーが対立するといった状況も生じ得る。

(注37) 当時のアレンジメント上償還期間 10 年以上の輸出信用の供与は原則として禁止されていた。

(注38) DAC と ECG はいずれも OECD の機関ではあるが、マンデートが異なるため、互いの職掌に対するデマケーションへの配慮もあり、ルールや用語について必ずしも統一されていない。

(注39) 1972 年に DAC において GE25%以上という ODA の定義が成立していることから、アレンジメントによるタイド援助信用の規制は必ずしも ODA を念頭に置いたものではないことが分かる。

(注40) 1984 年、トルコにおけるファティフ・スルタン・メフメト橋（第二ボスポラス橋）に対し日本が部分アンタイド借款を供与し、石川島播磨工業（当時）や三菱重工といった日本企業中心としたコンソーシアムが受注したことに對し、同じく同案件の受注に尽力していたイギリスから輦轡を買い、ボン・サミットにおいてサッチャー英首相（当時）が福田赳夫首相（当時）に対し、苦言を呈したとされている[Ray 1995, 70-72, 前田 2007, 152-158]。

(注41) 「最も信用力の高い借入人に対する金利にほぼ相当する」金利とされ、輸出信用アレンジメントにおいて、商業ベースの融資の最低金利（輸出信用）とされている。長期国債の流通利回りをリスク・フリーのベース・レートとし、事務コストとして 100bps（1%）加算して算出する。

(注42) 例えば 2012 年の円借款の「貧困国一般の標準条件（償還期間 30 年、据置期間 10 年、金利 1.3%、年 2 回返済、DDR2.8%（2012 年）」であれば、GE は 72.5%であるが、CL は 21.3%となる。なお、他通貨により同条件の借款を供与した場合、GE は変わらず 72.5%であるが、CL 値は米ドルで 32.7%、ユーロで 38.9%、主要国で最高金利の豪ドルでは 49.8%となる。

(注43) ただし、供与国の担当大臣より OECD 事務局長にレターを発出することで「例外的かつ稀な措置」として案件を強行することができる（デロゲーション）例外措置も設けられた。

(注44) タイド案件として準備していた案件を容易にアンタイドに変更することは出来ないというのがアメリカの主張であった。実際、同案件は日本企業が受注した。

(注45) アンタイド借款にもヘルシンキ・パッケージの規制である、CL35%規制や商業性規制を当てはめるというもの。同案が成立した場合の円借款への影響は甚大であった。

(注46) 円借款供与条件表 (http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/standard/index.html#a01)。

(注47) 事務局の試算によると、2001 年の実績では、全 DAC 加盟国の ODA の内、フランスに約 1,000 万ドル、日本に 400 万 US ドルの計 1,400 万ドルの影響。

(注48) DAC の会合において配布される文書に関し、事務局作成の文書については事務局の担当者が、ドナー作成の文書はドナーの担当者がコンタクト・パーソンとして名前、電話番号、メールアドレス等が明記される。コンタクト・パーソンに政治レベルの人物が記載されることは異例。

(注49) 実際、実質的譲許性の議論の際においても、アメリカやベルギー等により市場金利が反映されるよう定義を変更すべきとの主張が展開されている。

(注50) HLM コミュニケ。外務省仮訳。(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/dac/pdfs/2012hlm_cj.pdf)

(注51) HLM コミュニケ。外務省仮訳。

(注52) Informal Summary of the Panel discussion on “Innovative Mechanisms of Financing for Development” (<http://www.un.org/esa/ffd/ecosoc/2012/InformalSummary.pdf>)

(注53) OECD. STATExtracts (<http://stats.oecd.org/Index.aspx>) より。